

道の駅整備事業
指定管理者基本協定書
（案）

令和4年10月14日

茅ヶ崎市

道の駅整備事業 指定管理者基本協定書

目次

第1条（本協定の目的）	1
第2条（管理運営対象施設）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（信義誠実の原則）	1
第5条（管理の代行）	1
第6条（協定期間）	2
第7条（会計年度）	2
第8条（維持管理業務及び運營業務の実施）	2
第9条（維持管理業務及び運營業務）	2
第10条（指定管理者の収入）	2
第11条（納付金）	2
第12条（利用料金の取扱い）	3
第13条（事業計画書の提出）	3
第14条（自主事業の実施）	3
第15条（利用の承認に関する疑義の処理）	3
第16条（利用者からの意見聴取）	4
第17条（事業報告書）	4
第18条（業務報告の請求等）	4
第19条（業務の改善指示）	4
第20条（第三者による実施）	4
第21条（権利義務の譲渡等の禁止）	5
第22条（報告義務）	5
第23条（指定の取消し等）	5
第24条（対象施設の修繕）	5
第25条（個人情報保護等）	5
第26条（文書の公開）	6
第27条（書類の保管等）	6
第28条（環境配慮事項）	6
第29条（苦情等への対応）	7
第30条（備品等の管理）	7
第31条（秘密の保持）	7
第32条（損害賠償）	7
第33条（法令の変更又は不可抗力）	7
第34条（業務の引継ぎ等）	8
第35条（原状回復の義務）	8
第36条（書類の提出）	8
第37条（「道の駅」連絡会への参加）	8
第38条（専用ホームページの公開）	9
第39条（災害時等の施設の使用等について）	9
第40条（電力調達について）	9
第41条（疑義の処理）	9
第42条（管轄裁判所）	9
別紙	11
別表1	12

道の駅整備事業 指定管理者基本協定書

茅ヶ崎市（以下「委託者」という。）と道の駅の指定管理者である【 受託者名 】（以下「受託者」という。）は、道の駅整備事業に係る要求水準書で規定された維持管理業務及び運営業務のうち地域振興施設（市部分）にかかる維持管理業務及び運営業務に関し次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。【 なお、受託者は、【 維持管理企業名 】及び【 運営企業名 】で構成され、受託者の各構成員は、受託者の委託者に対する損害賠償義務、違約金支払義務その他本契約に基づく義務の履行について連帯してその責に任ずる。また、当該共同企業体が解散した場合も、受託者の各構成員は連帯して本契約において受託者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。】 **【注1】**

（本協定の目的）

第1条 本協定は、委託者と受託者が相互に協力し、道の駅を適切かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（管理運営対象施設）

第2条 委託者が指定管理者に管理運営を委任する施設は、次のとおりとする。

- (1) 名称 道の駅
- (2) 所在地 茅ヶ崎市柳島向河原

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 受託者は、【 茅ヶ崎市地域振興施設設置条例 】（令和●年茅ヶ崎市条例第●号。以下「条例」という。）第●条に定める前条の施設（以下「対象施設」という。）の設置目的、指定管理者の指定の意義及び第9条第1号に規定する業務（以下「維持管理業務」という。）及び第9条第2号に規定する業務（以下「運営業務」という。）の実施に関して必要とされる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 委託者は、維持管理業務及び運営業務が利益の創出を基本とする民間企業等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 委託者及び受託者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（管理の代行）

第5条 委託者は、条例第●条に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、条例及び【 茅ヶ崎市地域振興施設設置条例施行規則 】（令和●年茅ヶ崎市規則第●号。以下「規則」という。）に基づき維持管理業務及び運営業務を受託者に行わせるものとする。

¹ 受託者名については、維持管理・運営業務を遂行する企業が1社の場合は当該企業名を記載し、複数の企業となる場合は、複数の企業で共同企業体を組成頂き、当該共同企業体名を記載し、関連記載を調整致します。

(協定期間)

第6条 本協定は、令和7年4月1日から効力を発し、令和22年3月31日をもって効力を失う。

2 受託者は、令和7年4月1日から、令和22年3月31日まで（以下「指定管理期間」という。）条例による維持管理業務及び運営業務を行わねばならない。

3 委託者及び受託者は、道の駅整備事業に係る要求水準書で規定された維持管理業務及び運営業務のうち道路施設（県部分）にかかる維持管理業務及び運営業務について規定した委託者及び受託者の間の令和●年●月●日付道の駅整備事業維持管理・運営業務委託契約書及びその後に締結される同様の委託契約の終了によっても本協定の効力は失われないことを確認する。

(会計年度)

第7条 維持管理業務及び運営業務に関する会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(維持管理業務及び運営業務の実施)

第8条 受託者は、本協定、年度協定、条例、規則及び関係法令のほか、募集要項等（質問回答書（募集要項等に関する質問書への回答及び対面的対話の結果を総称している。以下同じ。））、要求水準書、募集要項を総称している。以下同じ。）及び募集要項に従い令和●年●月●日付けで委託者に提出した提案書（その後の変更を含み、以下「提案書」という。）に従って維持管理業務及び運営業務を実施しなければならない。

2 本協定、募集要項等及び提案書の間に矛盾等がある場合は、本協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、提案書にて募集要項等を上回る水準が提案されている場合は、当該部分については、提案書に示された水準によるものとする。

(維持管理業務及び運営業務)

第9条 受託者は、対象施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、次の第1号の業務及び第2号の業務を行うものとする。

(1) 対象施設の維持管理に関する業務及びそれに関するその他の業務

(2) 対象施設の運営に関する業務及びそれに関するその他の業務

(指定管理者の収入)

第10条 受託者の維持管理業務及び運営業務に係る全ての経費は、利用料金収入及びその他の収入により賄うこととし、委託者は、指定管理料その他名称の如何を問わず、維持管理業務及び運営業務の実施の対価を受託者に対して支払わないものとする。

(納付金)

第11条 受託者は、指定管理期間中に、委託者に対して納付金を支払うものとする。

2 受託者は、前項の納付金を毎年度ごとに支払うものとし、当該会計年度終了後30日以内に当該年度分を委託者に対して一括して支払うものとする。

3 納付金は、当該年度における売上高の1%相当額を最低納付金率として算定し、算定された金額の納付が困難と認められる客観的かつ相当な事情がある場合は、当該年度の納付額について委託者と受

託者の協議により決定するものとする。【注²】

- 4 前項の納付金の詳細については、別途、委託者と受託者が協議のうえ、年度協定に定めるものとし、納付金の算定にあたり当該年度における売上高の1%以上とすることを妨げない。

(利用料金の取扱い)

第12条 受託者は、対象施設に係る利用料金を受託者の収入として、收受することができる。

- 2 利用料金は、受託者が条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に委託者の承認を受けるとし、必要に応じて委託者と協議を行うものとする。
- 3 受託者は、承認された利用料金を適用する最初の利用日までに一定の周知期間を設けるものとする。
- 4 受託者は、指定管理者の指定管理期間が満了したときは、原則として、指定管理期間中に受け取った利用料金のうち、その翌年度に利用が発生する分の利用料金の総額を計算し、その金額を翌年度4月末までに新たに対象施設の指定管理者となったものに支払わなければならない。
- 5 受託者は、指定管理者の指定の取消しを受けたときは、指定管理期間中に受け取った利用料金のうち、指定の取り消しを受けた後の利用料金の取扱いについては、委託者と協議するものとする。

(事業計画書の提出)

第13条 受託者は、対象施設における維持管理業務に関し、募集要項等及び提案書に基づき次の各号に掲げる書類を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。受託者及び委託者は、次の各号に掲げる書類を変更しようとするときは、受託者と委託者の協議により決定するものとする。

- (1) 維持管理業務計画書（全体）：対象施設の開業日の3か月前まで
- (2) 長期修繕計画書：対象施設の開業日の3か月前まで
- (3) 維持管理業務計画書（年度）：当該年度の30日前まで

2 受託者は、対象施設における運營業務に関し、募集要項等及び提案書に基づき次の各号に掲げる書類を委託者に提出し、委託者の承認を受けなければならない。受託者及び委託者は、次の各号に掲げる書類を変更しようとするときは、受託者と委託者の協議により決定するものとする。

- (1) 運營業業計画書（全体）：対象施設の開業日の3か月前まで
- (2) 運營業業計画書（年度）：当該年度の30日前まで
- (3) 運營業業計画書（臨時）：当該運營業務又は自主事業開始の30日前まで

(自主事業の実施)

第14条 受託者は、募集要項等及び提案書に従って、対象施設を活用・利用した自主事業を自らの費用と責任において実施することができる。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者にその旨を届け出てその承認を受けなければならない。

(利用の承認に関する疑義の処理)

第15条 受託者は、対象施設の利用の承認に関し疑義が生じた場合は、あらかじめ委託者の指示を受

² 納付率について、本条を上回る提案があった場合は、提案内容に基づき必要な修正を行います。

けなければならない。

(利用者からの意見聴取)

第16条 委託者又は受託者は、対象施設における維持管理業務及び運営業務に関し、利用者から意見を聴取することとする。また、意見の聴取にあつては、期間を定めて行うこともできる。なお、委託者及び受託者の双方が行う場合は、聴取する項目等を協議し、効率的に実施することとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して期限を定めて利用者に対する意見聴取の実施を求めることができる。

(事業報告書)

第17条 受託者は、対象施設における維持管理業務の実施状況等に関して、募集要項等及び提案書に基づき次の各号に掲げる報告書を委託者に提出して、委託者の確認を得なければならない。

- (1) 維持管理業務報告書（月次） : 翌月10日まで
- (2) 維持管理業務報告書（四半期） : 当該四半期終了後10日以内
- (3) 維持管理業務報告書（年度） : 当該年度終了後1か月以内

2 受託者は、対象施設における運営業務の実施状況等に関して、募集要項等及び提案書に基づき次の各号に掲げる報告書を委託者に提出して、委託者の確認を得なければならない。

- (1) 運営業務報告書（月次） : 翌月10日まで
- (2) 運営業務報告書（四半期） : 当該四半期終了後10日以内
- (3) 運営業務報告書（年度） : 当該年度終了後1か月以内

3 受託者は、募集要項等に基づき、各会計年度及び半期に係る財務書類を作成して、委託者に提出するものとする。

(業務報告の請求等)

第18条 委託者は、対象施設の管理の適正を期するため、受託者に対してその維持管理業務及び運営業務の状況に関し報告を求め、実地について調査、指示をすることができる。

2 委託者及び受託者は、対象施設の管理の適正を期するため、毎会計年度内に4回以上会議を実施するものとする。

(業務の改善指示)

第19条 第17条第1項及び第2項に掲げる各報告書又は前条に基づく業務報告の請求等により、受託者による業務実施が、募集要項等及び提案書の内容を満たしていないこと（第11条に定める納付金の未払いを含む。）が判明した場合は、委託者は受託者に対して業務の改善を指示するものとする。

2 受託者は、前項に定める改善指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(第三者による実施)

第20条 受託者は、維持管理業務又は運営業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、維持管理業務又は運営業務を委託する場合は、事前に委託者に書面で申請し、承諾を受

けなければならない。

- 3 受託者が維持管理業務又は運營業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて、再委託を行った受託者の責任及び費用において行うものとし、受託者が委託する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受託者が責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第21条 受託者は、本協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(報告義務)

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく書面により委託者に報告しなければならない。

- (1) 対象施設において事故が生じるおそれがあるとき又は事故が生じたとき。
- (2) 受託者及び利用者等が対象施設の施設等を損傷し、又は滅失したとき。
- (3) 対象施設の利用の承認に関し管理上必要な条件を付すとき。
- (4) 所在地、名称又は代表者の氏名等に変更があったとき。

(指定の取消し等)

第23条 委託者は、受託者が第18条の指示若しくは第19条の改善指示に従わないとき、基本契約第7条の適用があるとき又はその他受託者による維持管理業務若しくは運營業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて維持管理業務又は運營業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて維持管理業務又は運營業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、受託者に損害が生じても委託者はその賠償の責めを負わない。
- 3 受託者は、維持管理業務又は運營業務の実施が困難であると認めるとき、又は委託者が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したときは、委託者に対して指定管理者の指定の取消し又は期間を定めての維持管理業務又は運營業務の全部又は一部の停止を申し出ることができる。
- 4 委託者は、前項の申出を受けた場合、受託者との協議を経てその処置を決定するものとする。

(対象施設の修繕)

第24条 対象施設の修繕及び更新については、募集要項等及び提案書に従い受託者が行うものとし、募集要項等及び提案書で受託者が実施するものとされている業務以外の改造、増築、改築、大規模修繕については、委託者が自己の費用と責任において実施するものとする。

(個人情報の保護等)

第25条 受託者は、維持管理業務又は運營業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた場合も同様とする。

- 2 受託者は、維持管理業務又は運營業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定に従うほか、委託者の指示を受けて適切に取り扱うものとする。

- 3 受託者は、維持管理業務又は運営業務を行うに当たり個人情報収集するときは、本協定の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 4 受託者は、維持管理業務又は運営業務を行うに当たり収集した個人情報やそれに基づいて作成した個人情報が記載された資料等を、委託者の指示又は承認を得ることなしに本協定の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 受託者は、委託者が承認した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 受託者は、委託者が承認した場合を除き、維持管理業務又は運営業務を行うに当たり、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 受託者は、個人情報の取扱いの状況について委託者が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、委託者は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、受託者は、委託者の勧告に誠実に従うものとする。
- 9 受託者は、維持管理業務又は運営業務を行うに当たり、委託者から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この指定の期間が終了し、又は指定の取消しを受けた後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 受託者は、維持管理業務又は運営業務の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止、並びに本人からの開示請求及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、個人情報の取扱規程等を作成し、公表するものとする。

(文書の公開)

- 第26条 受託者は、公の施設の管理を行うことの公共性にかんがみ、受託者が行う公の施設の管理に関する業務に関して作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録であって、受託者において管理しているものの公開に努めなければならない。
- 2 受託者は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号。その後の改正を含む。）の趣旨にのっとり、前項の公開について、公開の申出の手続、公開の申出に係る回答に対して異議の申出があったときの手続、その他必要な事項を定めた規程を整備し、当該規程を適正に運用するよう努めるものとする。

(書類の保管等)

- 第27条 受託者は、文書保管記録表（維持管理業務及び運営業務に関する文書の整理を促進し、その適切な保管及び保存をするための文書をいう。）を作成し、維持管理業務及び運営業務に関する文書を適切に保管及び保存するものとする。
- 2 受託者は、指定管理者の指定管理期間が満了したときは、維持管理業務又は運営業務に関する文書及び前項の文書保管記録表を30日以内に委託者に引継がなければならない。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに委託者に引継がなければならない。

(環境配慮事項)

- 第28条 受託者は、C－EMS活動方針の趣旨を踏まえ、維持管理業務及び運営業務において環境関

連法令等を遵守するとともに、「エコオフィス行動ルール」に掲げる取組項目に準じて、省エネルギー、省資源、廃棄物等の削減に配慮するものとする。

2 受託者は、委託者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用するものとする。

(苦情等への対応)

第29条 受託者は、対象施設の利用に関する苦情等を適切かつ迅速に処理するように努めなければならない。

2 委託者は、受託者に対し、苦情等の処理に関し必要な助言をすることができる。

3 受託者は、対象施設の施設利用者の安全性を損なう又はそのおそれのある事象による苦情が発生した場合は、苦情を受けた当日中に委託者に報告するものとする。

(備品等の管理)

第30条 受託者は、維持管理業務及び運営業務を実施するために必要な別表1に掲げる備品等（以下「備品等」という。）を使用することができる。

2 受託者は、前項の規定により使用することができることとされた備品等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 委託者及び受託者は、それぞれが所有する維持管理業務及び運営業務に係る備品等について、その所有者が明確となる台帳を整備するものとする。

4 受託者は、自らの費用と責任において備品等を購入したときは、委託者に対して遅滞なく報告しなければならない。

5 受託者は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、委託者との協議により、必要に応じて、委託者に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備品等と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達しなければならない。

6 受託者は、維持管理業務及び運営業務に係る委託者の備品等の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に委託者の承認を得たときは、この限りでない。

7 受託者は、維持管理業務及び運営業務に係る委託者の備品等の形状、形質等を変更してはならない。ただし、事前に委託者の承認を得たときは、この限りでない。

8 受託者は、天災その他の事故により維持管理業務及び運営業務に係る委託者の備品等を毀損滅失したときは、速やかにその状況を委託者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第31条 受託者又は受託者に従事する者は、維持管理業務及び運営業務に関し知り得た秘密を他人にもらしてはならない。

(損害賠償)

第32条 受託者は、本協定に定める維持管理業務及び運営業務の実施に関し、善良なる管理者の注意を怠ることにより委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(法令の変更又は不可抗力)

第33条 維持管理業務及び運營業務に関する法令の変更又は不可抗力に起因して発生する損害等の負担については別紙のとおりとする。

2 別紙に定めのない事項についての法令の変更又は不可抗力に起因して発生する損害等の負担については、委託者及び受託者の双方が協議の上決定するものとする。

(業務の引継ぎ等)

第34条 受託者は、本協定の終了に際し、委託者又は委託者が指定するものに対し、自らが受託していた業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 委託者は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、受託者に対して委託者又は委託者が指定するものによる対象施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 受託者は、委託者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 業務の引継ぎ等のために要する費用は、受託者が負担するものとする。

5 受託者は、指定期間終了後においても、委託者又は委託者の指定するものが業務に関する情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力しなければならない。

6 その他業務の引継ぎ等に当たって必要な事項については、委託者及び受託者の双方が協議の上、決定する。

(原状回復の義務)

第35条 受託者は、指定管理者の指定管理期間が満了したとき又は指定管理者の指定を取り消されたときは、直ちに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、委託者の承認を受けたときは、この限りでない。

(書類の提出)

第36条 受託者は、維持管理業務及び運營業務に関して必要な諸規則、管理運営マニュアル、非常時の体制等を整備し、維持管理業務及び運營業務を開始する前に、書面により委託者に提出しなければならない。ただし、委託者の承認を得たときは、この限りではない。

(「道の駅」連絡会への参加)

第37条 受託者は、適切な時期までに、全国「道の駅」連絡会及び関東「道の駅」連絡会に加入しなければならない。なお、加入に係る費用は受託者負担とする。

2 維持管理業務及び運營業務の統括責任者は、全国「道の駅」連絡会及び関東「道の駅」連絡会の会員として会議に出席しなければならない。

3 受託者は、全国「道の駅」連絡会及び関東「道の駅」連絡会の活動に協力するものとする。

4 全国「道の駅」連絡会及び関東「道の駅」連絡会における委託者と受託者の役割分担については、委託者と協議の上、決定するものとする。

5 全国「道の駅」連絡会及び関東「道の駅」連絡会で決定した事項が、維持管理業務及び運營業務に影響を及ぼす場合には、受託者は、委託者と協議の上、対応方針を決定するものとする。

(専用ホームページの公開)

第38条 受託者は、当該施設に関する情報を広く周知させることを目的とし、専用のホームページを公開するものとする。

2 専用のホームページの公開に当たっては、委託者の関係機関と協議し、開設及び管理運営を行わなければならない。

3 委託者は、受託者が管理運営する専用のホームページに不適切な記載が認められたときは、その箇所の訂正又はホームページの公開の中止を命じることができる。

4 受託者は、指定管理期間が満了する際、利用者への継続的なサービス提供に配慮し、その専用ホームページの内容、画面構成及びドメイン等を次期の指定管理者若しくは委託者に引継ぐものとする。ただし、次期の指定管理者又は委託者が希望しない場合は、この限りでない。

(災害時等の施設の使用等について)

第39条 受託者は、災害等の発生時における委託者による対象施設の使用等に関して、委託者との間で協議し、災害等の発生時には協議に基づき適切に対応しなければならない。

2 受託者は、災害等の発生時には、前項の協議事項でない事項であっても、被災者の援助活動等に関して委託者が協力を求めた場合には、委託者に協力するよう努めるものとする。

(電力調達について)

第40条 受託者は、電力供給が可能な企業が複数存在することから、委託者の方針等を踏まえ、環境に配慮した上で、価格など有利な条件で電力調達を行うよう努めるものとする。

(疑義の処理)

第41条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、委託者及び受託者の双方が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第42条 本協定に関する訴訟は、横浜地方裁判所を第一審の専属裁判所とする。

[以下余白]

本協定の証として、本書の原本2通を作成し、委託者及び受託者が各自記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

(委託者) 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐藤 光

(受託者) **【注³】**
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者名]

³ 維持管理・運営業務を遂行する企業が1社の場合は当該企業にて署名押印を行い、複数の企業となる場合は、複数の企業で共同企業体を組成頂き、当該共同企業体名を記載したうえ、共同企業体代表企業1社で署名押印を行います。

別紙

法令の変更及び不可抗力

1. 法令の変更

	委託者負担割合	受託者負担割合
(1) 法制度に関するもの		
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更	0%	100%
② ①以外の法制度の新設・変更	0%	100%
(2) 税制度に関するもの		
① 法人税等収益関連税の税制度の新設・変更	0%	100%
② ①以外の税制度の新設・変更	0%	100%

2. 不可抗力

不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。以下同じ。）により維持管理業務及び運営業務の実施について受託者に損害、損失又は増加費用が発生した場合、当該損害、損失及び増加費用は受託者の負担とする。

また、不可抗力により対象施設に修繕費用又は更新費用が発生した場合、当該修繕費用及び更新費用の額が一事業年度につき累計で、不可抗力が生じた日が属する事業年度において維持管理業務及び運営業務にかかる経費の100分の1に至るまでは受託者が負担するものとし、これを超える額については委託者が負担する。但し、当該不可抗力事由により保険金が支払われた場合は、当該修繕費用及び更新費用の額から当該保険金相当額を控除した額の100分の1に至るまでは受託者が負担するものとし、これを越える額については委託者が負担するものとする。

別表1「備品等」

(契約締結時に作成いたします。)

道の駅整備事業 令和●年度協定書

茅ヶ崎市（以下「委託者」という。）と道の駅の指定管理者である●（以下「受託者」という。）は、委託者と受託者の間で締結された令和●年●月●日付け道の駅整備事業指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、対象施設の管理運営に関する年度協定（以下「本年度協定」という。）を締結する。

（本年度協定の目的）

第1条 本年度協定は、令和●年度に実施する対象施設の管理業務（以下「本業務」という。）の業務内容及び本業務の実施に伴う指定管理者納付金（以下「納付金」という。）の額等を定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 本年度協定の期間は、令和●年●月●日から令和●年3月31日までとする。

（業務内容）

第3条 委託者及び受託者は、前条で規定する期間において受託者が行う本業務の内容は、基本協定第9条に定めるとおりであることを確認する。

（納付金の額）

第4条 受託者は、協定期間における対象施設の利用料金及びその他の収入の額から、協定期間における売上高●%相当額を甲に対し支払うものとする。

本年度協定の証として、本書の原本2通を作成し、委託者及び受託者が各自記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

（委託者）茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
茅ヶ崎市
茅ヶ崎市長 佐藤 光

（受託者）**【注⁴】**
[所在地]
[商号又は名称]
[代表者氏名]

⁴ 維持管理・運營業務を遂行する企業が1社の場合は当該企業にて署名押印を行い、複数の企業となる場合は、複数の企業で共同企業体を組成頂き、当該共同企業体名を記載したうえ、共同企業体代表企業1社で署名押印を行います。